

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年9月28日（木） 14時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について      |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について      |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について      |
| 第4号議案 | 非農地通知の審議について                 |
| 第5号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について             |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 転用届出の訂正について（5条届出）

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 18名

- 1番 岸本 昇
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 3名

- 2番 石田 哲治
- 14番 兼田 博行
- 17番 野口 芳久

平成29年9月28日 14時15分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 14時30分)

議長 　ただ今から、平成29年9月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。  
　本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が  
成立しております。  
　欠席の届出がありました委員は、2番・橘 榮一委員です。  
　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異  
議はございませんか。

全員 　異議なし。

議長 　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、4番・野口 俊廣委員、  
14番・植田 美恵子委員にお願いします。  
　それではこれより農地関係議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決いたしま  
すので、よろしくお願いします。  
　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご  
説明します。  
　議案書1ページをお開きください。  
　全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思  
われます。  
　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響  
を生ずる要因は特に見受けられません。  
　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき  
事項のある案件については、個別に説明させていただきます。  
　1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され  
るものです。譲受人の耕作面積は許可後、217aに至るもので、許可後は対象地に  
おいてスダチの栽培を行うとのことです。  
　2番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のため、農地2筆の所有権が  
移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、60aに至るもので、許可後は対  
象地において水稻及び自家用野菜の栽培を行うとのことです。  
　3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され  
るものです。譲受人の耕作面積は許可後、90aに至るもので、許可後は対象地にお  
いて水稻の栽培を行うとのことです。  
　4番は、譲渡人から譲受人へ、従弟への贈与により、農地3筆の所有権が移転され  
るものです。譲受人の耕作面積は許可後33aに至るもので、許可後は対象地におい

て水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上4件で、対象地は田2, 291㎡、畑1, 126㎡の合計3, 417㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、農業用倉庫に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、徳島市道丈六・渋野線に面した徳島バス三ツ岩停留所前に位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、申請人は、平成8年頃の農業用倉庫建築時に申請地を造成し、農業用倉庫用地として利用しており、これを是正するため、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められます。また、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

第2号議案は以上1件で、田のみの243㎡で、ございます。

転用目的の内訳は、その他施設用地のみで、ございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議長

事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり

許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。  
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が所有権の移転を受けて、庭園及び駐車場といった、住宅敷地の拡張に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、申請地に隣接する建物敷地だけでは自家用車を置くスペースが狭く、車の転回スペースが十分に取れず不便であるため、申請地を駐車場兼回転広場とし、残地を庭園とする計画を考え申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、医療用機器の製造、販売等を行っておりますが、従業員用の駐車場が足りないため、隣接する申請地を従業員用駐車場とする計画で所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、造園業及び建物の増改築、リフォーム業を営んでおり、現在利用している資材置場の道路幅員が狭く、資材運搬に際し、安全面等について付近の住民からの苦情もあったため、道路幅も広く、幹線道からも近いこの地に資材置場の移設を計画しこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

第3号議案は以上3件で、田が2,869㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が180㎡、その他施設用地が2,689㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員

まず、今月15日の午後1時30分から3番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の計6名で地区審査を実施しました。場所は、南井上小学校から東に約300mに位置する農

地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用地区域外とのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をし、露天資材置場にするとのことです。土地の造成については、周囲をコンクリート擁壁で囲み、良質の山土にて道路高に併せて盛り土を行い、周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、南側の既存水路に放流する計画であり、地元の水利組合との協議も整っているとのことです。結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可すること決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、徳島市入田幼稚園から南に約350mに位置しており、平成29年9月7日に、地元の委員さん1名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、対象地は、以前は水田として拓かれた農地でありましたが、長年栽培されておらず、人が進入できないほど竹や雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第4号議案は以上1件で、対象地は田のみの674㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認

することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の5ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり税

務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。今月は新規設定が7件、再設定が2件で合計9件となっており、そのうち、賃借権が4件、使用貸借権が5件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番・2番が勝占地区・3筆・2件、3番～6番が川内地区・19筆・4件、7番が国府地区1筆・1件、8番・9番が北井上地区・2筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田21筆27,359㎡、畑4筆4,618㎡の合計25筆31,977㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員

それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書10ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。14ページにわたって、11件、受理いたしました。

15ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。16ページにわたって、9件受理、いたしました。

17ページをお開きください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。18ページにわたって、10件受理いたしました。



19ページをお開きください。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。3件、受理いたしました。

20ページにお移りください。

5番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

21ページをお開きください。

6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてで、ございます。2件、徳島地方法務局に回答いたしました。

22ページにお移りください。

7番は、転用届出の訂正について、でございます。2件訂正いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は10月31日（火）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。

（閉会 14時50分）